

令和4年度貿易救済セミナーの開催について

経済産業省は9月1日（木）、安値輸入品に悩む事業者や貿易救済措置の申請を検討している事業者に向けたウェブセミナーを開催します。

本セミナーは、「令和4年度貿易救済セミナー ～会社を守る“攻め”の一手！アンチダンピング制度活用のすすめ～」と題し、アンチダンピング（AD）措置及び補助金相殺関税（CVD）措置の最近の動向や、経産省 HP から利用できる各種モニタリングシステムの使い方等について解説する予定です。また、実際にアンチダンピング申請を経験した事業者からリアルな経験談を聞くこともできます。セミナーの最後には質疑応答のセッションも設けておりますので、気になることがあればお気軽にお尋ねいただけます。

定員は1000名（先着順）、参加費は無料です。奮ってご参加ください。

詳細・申し込みは、

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/seminar/20220901_seminar.html

の web サイトをご参照ください。

<関連リンク（経済産業省 HP）>

相談窓口「不公正な安値輸入でお困りの方はお気軽にご相談ください」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/index.html#footer_menu

貿易救済措置（アンチダンピング等）トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/index.html

貿易救済措置メールマガジン（AD NEWS LETTER）登録ページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/adnewsletter/index.html

ご不明・ご質問等ございましたら、お気軽に下記（特殊関税等調査室）までご連絡ください。

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

特殊関税等調査室 担当（梶原、佐々木、大野）

Mail : qqfcbk@meti.go.jp

Tel. : 03-3501-3462

安値輸入品から 会社の利益を 守る手段

経営戦略の一つとして
アンチダンピング制度を

令和4年度 貿易救済セミナー

会社を守る“攻め”の一手!アンチダンピング制度活用のすすめ

セミナーの主な内容

貿易救済措置の 概要と効果



貿易救済措置(アンチダンピング(AD)措置や補助金相殺関税(CVD)措置)の概要と効果の解説

モニタリング システムの 活用方法と効果



特殊関税等調査室の各種モニタリングシステムの効果的な使い方紹介、分野別モニタリングシステムの紹介

アンチダンピング(AD) 措置申請者による 経験共有



- 申請経験者から、アンチダンピング(AD)措置申請に至るまでの経緯、申請に当たっての留意点、課税後の状況等を紹介
- 質疑応答

お申込みは
こちら



2022年 **9月1日(木)**
14:00~16:00

参加
無料

先着
1,000名

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB開催とさせていただきます。

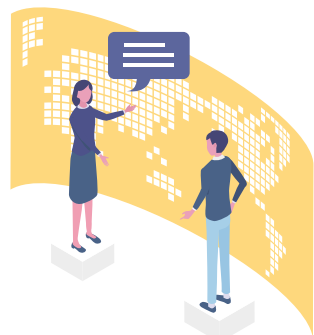
本セミナー受講により、申請に向けた情報が揃います

3大メリット

メリット

01

企業の実際の経験談が聞ける



アンチダンピング措置を利用した企業のリアルな経験談が聞ける!

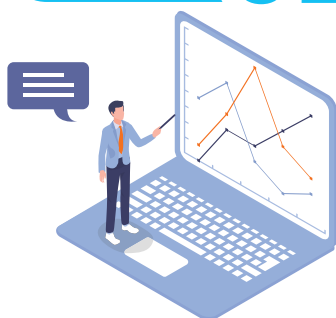
アンチダンピング(AD)措置の制度を実際に利用した企業の方々によるディスカッションを予定しております。

▶ 今回のセミナーでは、実際に申請した過程で、何を準備し、どのように決断をしたのか、ADでどのような効果があったのかを申請経験者からご紹介させていただきます。

メリット

02

モニタリングシステムが使えるようになる



AD・CVD申請に使えるモニタリングシステムの効果的な利用法がその場で身につく!

特殊関税等調査室が公開している、輸入モニタリングシステム等のWEBコンテンツの効果的な使い方をセミナー内で紹介いたします。

▶ 今回のセミナーでは、AD・CVD申請に有用な情報・データの調べ方が把握できます。

メリット

03

制度の利活用についてその場で聞ける



貿易救済措置の利活用について、セミナー中に直接やり取りができる!

貿易救済措置に関して気になる点があれば、その場で経済産業省が直接お答えし、疑問を解決いたします。

▶ 今回はセミナー中に質問の受付やアンケートの実施を予定しています。制度活用を検討した場合に、よく出る疑問や課題にお答えしながら、申請業務遂行のための実際の取り組み方について詳しく解説いたします。

不公正な安値輸入でお困りの方はお気軽にご相談ください。



経済産業省 特殊関税等調査室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号



03-3501-3462

メールによるお問い合わせ先



qqfcbk@meti.go.jp 担当: 梶原・佐々木・大野